

輸血を拒否される患者・家族のみなさまへ

厚生連高岡病院長

宗教的理由等による輸血拒否に関する厚生連高岡病院の方針

1. 宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し尊重します。
2. もとより不必要な輸血はいたしません。しかしながら、生命を救うため輸血が必要である場合、その必要性和輸血を行わない場合の危険性等を充分ご説明いたします。
3. 当院の基本方針は、「相対的無輸血」です。輸血を拒否される患者さん、ご家族の意思を尊重し、可能な限り無輸血治療に努めますが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血を行うという立場、考え方をとっています。
4. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療は困難です。他院への転院をお勧めします。
5. 輸血を要する可能性が極めて低い手技で、担当医師と患者さんの間で合意が得られた場合は、原則輸血を行いません。その際には、患者さん、ご家族から、「輸血拒否と免責に関する証書」を提出していただきます。
6. 緊急的治療時には、本人の意識がない、あるいは正確な判断能力がないことがあります。事前意思表示があった場合でも、現在の状況下での意思ととらえられない事もあります。緊急的治療時に輸血以外に救命手段がないと判断した場合には、患者さん、ご家族の同意がなくても輸血を行います。

(2025. 6. 20)